



平成17年8月11日
日本原子力発電株式会社

東海発電所の廃止措置期間中における 第4回施設定期検査について

当社東海発電所（炭酸ガス冷却型）は、廃止措置期間中の保安確保を図るため、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき施設定期検査を8月12日から9月下旬までの予定で実施します。

施設定期検査の主な対象設備は、下記のとおりです。

記

- (1) 原子炉本体
- (2) 貯蔵施設
- (3) 廃棄施設
- (4) 放射線管理施設

以上